事業者様へのご案内

RE3714U、RE4614U、RE5614Uのみ

『労働安全衛生法施行令（労安法）』改正について

1998年12月、『労働安全衛生法』（以下労安法）が改正され、電気温水器のタンク内圧が従来の「100kPa以下」から「200kPa以下」へと緩和され、高圧力型電気温水器の製造販売が認可されました。
労安法の規定において、従来の電気温水器は「簡易ボイラー」に区分されますが、高圧力型電気温水器は「小型ボイラー」に区分されます。

- 簡易ボイラー： 労安法適用外、事務所・一般家庭に設置できます。
  設置する際には、労働基準監督署への設置届け不要、定期点検の義務もありません。

- 小型ボイラー： 今回の改正の対象は、伝熱面積2m²（40kW）以下・水頭圧100kPaを超え200kPa以下の給湯器です。
  労安法が適用になり、「事業所」に設置・使用される場合は、「事業者」様が労働安全衛生法令上、「設置報告」・「定期自主検査」・「特別教育」・「事故報告」を実施することが義務づけられています。
  ここでいう「事業者」とは、事業を行う者のうち、労働者（賃金を支払われる者）を使用する者をいいます。ただし、同居の親族のみでの事業や事務所に対しては適用されません。

**安全にお使いいただくために、必ずお読みになってから次の4つの項目を実施してください。
なお、届出は事業者様が行うことになっています。**

【設置報告】
事業者様が高圧力型電気温水器を設置する時は、所轄労働基準監督署長に設置報告書を提出することが義務付けられています。

【定期自主検査】
事業者様が高圧力型電気温水器の取扱いの業務に労働者をつかせるときは、安全のために定期自主点検を実施することが義務付けられています。

【特別教育】
事業者様が高圧力型電気温水器の取扱いの業務に労働者をつかせるときは、安全のため特別教育を実施することが義務付けられています。

【事故報告】
高圧力型電気温水器の事故などが発生したとき、事業者様は事故報告書を所轄労働基準監督署長に提出することが義務付けられています。

事業所設置の際の規定事項

設置報告 適用法令 → ボイラー及び圧力容器安全規則第91条

小型温水ボイラーを設置したときは、設置場所付近の状況や当該ボイラーが構造規格に適合しているかを確認する必要があるので事業者は、小型ボイラー設置報告書に構造図（本体同梱）及び小型ボイラー明細書（本体同梱）ならびに小型ボイラー設置の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出してください。
小型ボイラーを同一事業所内で移転した場合は、新たな「設置」があったものとみなされ、小型ボイラー設置報告書が必要になります。

定期自主検査 適用法令 → ボイラー及び圧力容器安全規則第94条

事業者様は小型ボイラーの使用を開始した後、1年ごとに1回、定期的に次の項目について自主検査を行ってください。

本体	配管
・製品本体からの水漏れの有無 ・漏電遮断器の作動状況 ・逃し弁の作動状態および漏れの有無 ・タンクの手入れ	・損傷と漏れの有無

検査方法の詳細は、取扱説明書の40～42ページ「定期的な点検」「日常のお手入れ」を参照してください。
なお、自主検査を行った後は、検査結果を記録用紙に記入し、3年間保存してください。

特別教育 適用法令 → ボイラー及び圧力容器安全規則第92条

事業者様は小型ボイラーの取扱い業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、安全のための特別の教育を行ってください。

特別教育の項目
1. ボイラーの構造に関する知識
2. ボイラーの付属品に関する知識
3. 関係法令
4. 小型ボイラーの運転及び保守
5. 小型ボイラーの点検

事業者様は、特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存してください。なお特別教育の科目全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者は、当該科目についての特別教育を省略することができます。当取扱説明書を使用して、製品の取扱説明を行ってください。

事故報告 適用法令 → 労働安全衛生規則第96条

事業者様は小型ボイラーの破損の事故等が発生したときは遅滞なく、様式第22号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出してください。

関係法令

（1）ボイラー及び圧力容器安全規則

設置報告

第91条　1 事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書（様式第26号）に機械等検定規則第1条第1項第1号の規定による構造図及び同項第2号の規定による小型ボイラー明細書（同規則第4条の合格の印が押されているものに限る。）ならびに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

定期自主検査

第94条　1 事業者は、小型ボイラー又は小型圧力容器について、その使用を開始した後、1年以内ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1年をこえる期間使用しない小型ボイラー又は小型圧力容器の当該使用しない期間においては、この限りではない。

2（1）小型ボイラーにあっては、ボイラー本体、燃焼装置、自動制御装置及び付属品の損傷又は異常の有無
（2）小型圧力容器にあっては、本体、ふたの締付けボルト、管及び弁の損傷又は磨耗の有無

3 事業者は、前項ただし書きの小型ボイラー又は小型圧力容器については、その使用を再び開始する際に、同項各号にあげる事項について自主検査を行わなければならない。
事業者は、前2項の自主検査を行ったときは、その結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。

特別教育

第92条　1 事業者は、小型ボイラーの取扱いの業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のため特別の教育を行わなければならない。

2 前項の特別の教育は、次の科目について行うものとする。
1 ボイラーの構造に関する知識
2 ボイラーの付属品に関する知識
3 燃料及び燃焼に関する知識
4 関係法令
5 小型ボイラーの運転及び保守
6 小型ボイラーの点検

3 安衛則第37条及び第38条並びに前2項に定めるもののほか、第1項の特別の教育の実施について必要な事項は、労働大臣が定める。

（2）労働安全衛生規則

事故報告

第96条　1 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第22号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。（1～2略）
3、小型ボイラー、令第1条5号の第1種圧力容器及び同条7号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき（以下略）

高圧力型電気温水器（小型温水ボイラー）に適用される法令として以下のものがあります。
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）
- 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
- ボイラー又は圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）